		c　ケリーバー押下げ装置	ケリーバー押下げ装置の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
		d　フロントフレーム	フレームの損傷及び変形の有無を調べる。	損傷及び著しい変形がないこと。
		e　ケリードライブ装置	①　作動させて異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
			②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
			③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
			④　バッファーの亀裂の有無を調べる。	④　著しい亀裂がないこと。
		f　フレームサポート及びフレーム起伏ガイドシーブ	①　シーブブラケット及びターンバックルの亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
			②　シーブの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。	②　著しい摩耗がないこと。
			③　シーブのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。	③　著しい摩耗がないこと。
		g　油圧機器　イ　配管（ホース類、高圧パイプに限る。）　ロ　油圧モーター　ハ　油圧シリンダー　ニ　電磁弁	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　ジブ		別表第１の「1.7　ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　ワイヤロープ		別表第１の「1.9　ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.6.6　油圧装置 4.6.7　操作装置 4.6.8　安全装置 4.6.9　車体関係	⑴　上部旋回体		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）		別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　給油脂		別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.6.10　総合テスト			走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.7　アース・ドリル（機械式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
4.7.1　原動機	ディーゼルエンジン		別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.7.2　動力伝達装置 4.7.3　走行装置 4.7.4　制動装置	⑴　上部旋回体		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）		別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.7.5　作業装置	⑴　ドリル装置	a　アースドリルバケット	①　亀裂及び損傷の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい損傷がないこと。
			②　爪及びシャンクのがた及び摩耗の有無を調べる。	②　著しいがた及び摩耗がないこと。
			③　底蓋開閉装置の作動の適否を調べる。	③　正常に作動すること。
			④　底蓋の損傷の有無を調べる。	④　著しい損傷がないこと。
			⑤　サイドカッターの摩耗の有無並びに取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤　著しい摩耗並びに取付けボルトの緩み及び脱落がないこと。
			⑥　ラッチキーパー及びラッチバーの摩耗の有無を調べる。	⑥　著しい摩耗がないこと。
			⑦　レバー及びピンの損傷及び摩耗の有無を調べる。	⑦　損傷及び著しい摩耗がないこと。
			⑧　ジョイントピンの損傷及び曲がりの有無を調べる。	⑧　損傷及び著しい曲がりがないこと。
		b　ケリーバー	この表の「4.6　アース・ドリル（油圧式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	